

介護予防訪問リハビリテーション料金表

2026.6月～

1割負担

訪問リハビリテーション費	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回(20分)実施あたり
298円	3円	301円

※要支援1・2の料金は全て同額

その他加算

	1回実施料金
短期集中個別リハビリテーション実施加算	200
中山間地域等に在する者へのサービス提供加算	所定の単位数に5%を乗じた単位数
事業所の医師がリハビリテーション計画未実施減算	-50
介護予防訪問リハビリ12月超減算	-30
介護職員等処遇改善加算	所定の単位数に1.5%を乗じた単位数

※退院・退所日から3ヶ月以内

※中山間地域指定地区の方へのリハビリテーション実施時のみ

※事業所の医師がリハビリテーション計画未実施時のみ減算対象

※利用開始月から12月を超えてリハビリテーションを実施(要件を満たさない場合)

2割負担

訪問リハビリテーション費	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回(20分)実施あたり
596円	6円	602円

※要支援1・2の料金は全て同額

その他加算

	1回実施料金
短期集中個別リハビリテーション実施加算	400
中山間地域等に在する者へのサービス提供加算	所定の単位数に5%を乗じた単位数
事業所の医師がリハビリテーション計画未実施減算	-100
介護予防訪問リハビリ12月超減算	-60
介護職員等処遇改善加算	所定の単位数に1.5%を乗じた単位数

※退院・退所日から3ヶ月以内

※中山間地域指定地区の方へのリハビリテーション実施時のみ

※事業所の医師がリハビリテーション計画未実施時のみ減算対象

※利用開始月から12月を超えてリハビリテーションを実施(要件を満たさない場合)

3割負担

訪問リハビリテーション費	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回(20分)実施あたり
894円	9円	903円

※要支援1・2の料金は全て同額

その他加算

	1回実施料金
短期集中個別リハビリテーション実施加算	600
中山間地域等に在する者へのサービス提供加算	所定の単位数に5%を乗じた単位数
事業所の医師がリハビリテーション計画未実施減算	-150
介護予防訪問リハビリ12月超減算	-90
介護職員等処遇改善加算	所定の単位数に1.5%を乗じた単位数

※退院・退所日から3ヶ月以内

※中山間地域指定地区の方へのリハビリテーション実施時のみ

※事業所の医師がリハビリテーション計画未実施時のみ減算対象

※利用開始月から12月を超えてリハビリテーションを実施(要件を満たさない場合)